

鹿児島県指定介護老人福祉施設等（特別養護老人ホーム）入所指針 新旧対照表

新	旧
<p>指定介護老人福祉施設等（特別養護老人ホーム）入所指針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 入所申込の取扱い</p> <p>(1) 入所申込 入所の申込は、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等入所申込書（様式1）（以下「入所申込書」という。）に所要の事項を記載のうえ、「介護保険被保険者証の写し」及び直近3ヶ月分の「サービス利用票及び別表の写し」を添付して、施設長（管理者）（以下「施設長」という。）に提出するものとする。（必要に応じ、担当する介護支援専門員の意見書を添付することが望ましい。）</p> <p>(2) 入所申込の受け付け ア 施設長は、入所申込書を受理した場合は、入所申込受付簿に記載するとともに、施設における入所指針について説明するものとする。なお、申込者側から<u>3(2)アに規定する特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込を受け付けない取扱いは認めないこととする。（特例入所の要件に該当していない者からの入所申込の取扱いについては、各施設に委ねる。）</u></p> <p>イ 施設長は、受付時に（受付後も必要に応じて）入所申込者又は家族等に対して入所申込者の心身の状況及び介護者の介護力等が、入所申込時又はその後の変更届提出時と比較して大きく変化した場合は、入所申込者状況変更届（様式2）（以下「変更届」という。）を施設長に提出するよう説明するものとする。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>9 指針の実施時期等</p> <p>(1) この入所指針は、平成29年4月24日から適用するものとする。</p> <p>(2) この入所指針は、必要に応じ見直しをするものとする。</p>	<p>指定介護老人福祉施設等（特別養護老人ホーム）入所指針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 入所申込の取扱い</p> <p>(1) 入所申込 入所の申込は、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等入所申込書（様式1）（以下「入所申込書」という。）に所要の事項を記載のうえ、「介護保険被保険者証の写し」及び直近3ヶ月分の「サービス利用票及び別表の写し」を添付して、施設長（管理者）（以下「施設長」という。）に提出するものとする。（必要に応じ、担当する介護支援専門員の意見書を添付することが望ましい。）</p> <p>(2) 入所申込の受け付け ア 施設長は、入所申込書を受理した場合は、入所申込受付簿に記載するとともに、施設における入所指針について説明するものとする。</p> <p>イ 施設長は、受付時に（受付後も必要に応じて）入所申込者又は家族等に対して入所申込者の心身の状況及び介護者の介護力等が、入所申込時又はその後の変更届提出時と比較して大きく変化した場合は、入所申込者状況変更届（様式2）（以下「変更届」という。）を施設長に提出するよう説明するものとする。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>9 指針の実施時期等</p> <p>(1) この入所指針は、平成27年4月1日から適用するものとする。</p> <p>(2) この入所指針は、必要に応じ見直しをするものとする。</p>

新	旧
<p>別表 「入所評価基準」 (略)</p>	<p>10 <u>平成27年3月31日までの入所申込者に対する移行措置</u> (1) <u>平成27年3月31日までの入所申込者又は家族等に対し、この入所指針を明示し、その内容を説明すること。</u> (2) <u>特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって、必要により改めて、入所申込者の状況に関する情報等の提出を依頼すること。</u></p> <p>別表 「入所評価基準」 (略)</p>